

東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能汚染水の海洋放出に関する意見書

国の小委員会は、東京電力福島第一原子力発電所から発生するトリチウムを含む汚染水処理方法について、大気放出か海洋放出が現実的で、国内外で実績等のある海洋放出が確実だとする報告書をまとめた。

国は、公聴会を開催し、放出に反対や慎重な意見が相次いだものの、出席者は一方的に定めた団体や自治体首長など関係者であり、形式的にすぎず、県民と議論する場は持たれず、国民的議論や理解が得られないまま結論ありきで進めている。

トリチウムを含む汚染水処理によって生じる新たな影響への対応を含め、最終判断は国に委ねることとしているが、県内では、農林水産業を中心に風評被害への懸念が広がっている。特に、漁業関係者は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、安全性を確保するために、県とは別に、自主的に出荷する漁獲物を検査するなど、厳格な検査体制を継続しながら本格操業に向け、試験的な操業を続けており、これらの努力が新たな風評によって、水泡に帰するようなことがあってはならない。

よって、国においては、トリチウムを含む汚染水処理について、拙速に海洋放出することなく、当面地上保管を継続し、トリチウムの分離や放射能低減など根本的な解決策を図るとともに、幅広い関係者から丁寧に意見を聴取し、新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化を合わせて示すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日

福島県国見町議会議長 東海林一樹

内閣総理大臣	菅	義 偉 様
経済産業大臣	梶 山	弘 志 様
環境大臣	小 泉	進 次 郎 様
復興大臣	平 沢	勝 栄 様
原子力規制委員会委員長	更 田	豊 志 様